

●令和5年度●

瑞穂市 特定不妊治療費助成金を申請されるかたへ

令和5年度をもって、この助成事業は廃止になります。令和5年度以前に助成を受けられたかたで助成期間が通算5年度に達していないかたにつきましては、経過措置として、令和6年度に限り助成を行います。

特定不妊治療費助成金交付とは

特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）以外の方法では妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師の診断を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする制度です。

現在、基本治療は全て保険適用されるため、保険が適用された方は、助成対象外となります。

特定不妊治療とは

不妊症の治療のうち、体外受精及び顕微授精に関する治療等の一部です。

ただし、次の（１）～（３）に該当するものは除きます。

- （１）夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供による不妊治療
- （２）代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- （３）借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）

助成対象者

- （１）法律上の夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されているかた
- （２）事実婚関係にある夫婦で、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されているかた
- （３）夫もしくは妻のいずれか一方、または両方が市内に住所を有するかた

※ただし、保険が適用された方については、助成の対象外となります。

助成の額と助成期間

一年度あたり10万円を限度額とし、助成期間は通算5年度です。

県の助成を受けた場合は、その額を対象費用から差し引きます。



申請期日

治療期間の終了日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までのかた

⇒ 令和6年3月29日（金）まで に申請してください。

※治療が終了しましたら、早めに申請手続きをお願いします。

申請書類等

- ☐ 特定不妊治療費助成申請書（様式第1号）
- ☐ 特定不妊治療費助成受診等証明書（様式第2号）
- ☐ 特定不妊治療費助成金請求書（様式第4号）
- ☐ 申請しようとする治療にかかる領収書の原本（明細書がある場合は、明細書も持参）
- ☐ 法律上の婚姻をしているまたは事実婚関係にある夫婦であることを確認できる書類
 - ・ 事実婚関係等に関する申立書（様式第2号の2）。原則1回提出
- ☐ 夫及び妻の住所が確認できる書類（住民票など）…※
- ☐ 岐阜県の不妊治療費助成を受けた場合は、県の決定通知書の写し
- ☐ 印鑑

※住民票等については、申請書の同意欄に記入があり、市で確認できれば省略できます。

申請と助成の流れ

申請書類等を市役所健康推進課へ提出 → 審査（助成の可否）及び金額決定 → 決定通知書を郵送
→ 助成可となったかたへの助成金振り込み

その他

- ・ 確定申告（医療費控除）をする前に、助成金交付申請の手続きを行ってください。
- ・ 保険適用に関するご相談等は、受診される医療機関にお願いいたします。

申請・問い合わせ先

瑞穂市役所 健康推進課（穂積庁舎2階） TEL 058-327-8611

